第136回
定時株主総会
招集ご通知

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、本年度の株主総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により事前に議決権をご行使いただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申しあげます。
なお、今後の状況変化によって株主総会の運営に変更が生じる場合は、当社ウェブサイトに適宜更新しますので、ご確認くださいますようお願い申しあげます。
https://www.nichimo.co.jp/

日 時 2022年６月24日（金曜日）
午前10時

場 所 東京都品川区東品川二丁目３番15号
第一ホテル東京シーフォート
28階「トップ・オブ・ザ ベイ」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

※株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意・飲食等のご提供はございませんので、ご了承ください。

書面またはインターネット等による議決権行使期限

2022年６月23日（木曜日） 午後５時10分

ニチモウ株式会社
証券コード：8091

目次

- 第136回定時株主総会招集ご通知 …… 1
- 株主総会参考書類 …… 3
  - 第１号議案 定款一部変更の件
  - 第２号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件
  - 第３号議案 監査等委員である取締役４名選任の件
  - 第４号議案 取締役に対する株式報酬等の額および内容決定の件

（添付書類）
- 事業報告 …… 22
- 連結計算書類 …… 45
- 計算書類 …… 48
- 監査報告書 …… 51



議決権行使等についてのご案内

極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申しあげます。

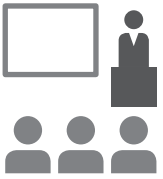

株主総会に出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2022年6月24日（金曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年6月23日（木曜日）
午後５時10分到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月23日（木曜日）
午後５時10分完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

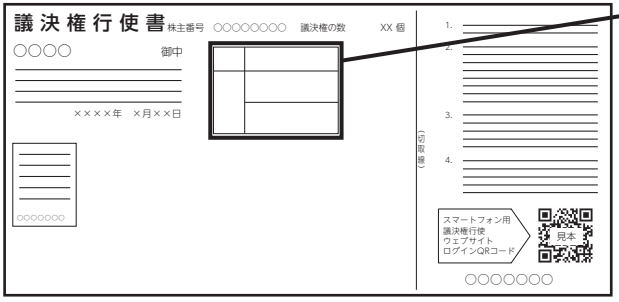

※議決権行使書はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１・４号議案

- 賛成の場合　≫　「賛」の欄に○印
- 反対する場合　≫　「否」の欄に○印

第２・３号議案

- 全員賛成の場合　≫　「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合　≫　「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合　≫　「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

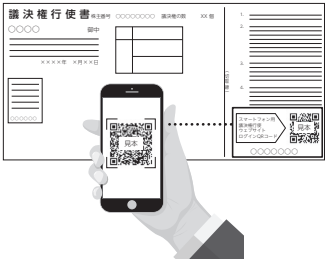

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

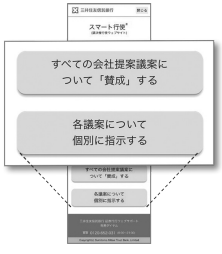

「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　**https://www.web54.net**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

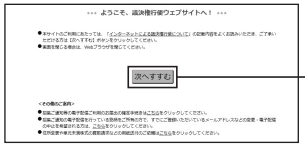

「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

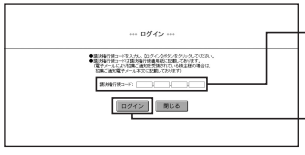

「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：**0120－652－031**（フリーダイヤル）
（受付時間　9：00 ～ 21：00）

(証券コード8091)
2022年６月２日

株　主　各　位

東京都品川区東品川二丁目２番20号
ニチモウ株式会社
代表取締役社長　松　本　和　明

第136回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第136回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、2022年６月23日（木曜日）午後５時10分までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

【郵送による議決権行使の場合】
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネット等による議決権行使の場合】
当社指定の議決権行使ウェブサイト（https://www.web54.net/）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。
※詳細は、「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. 日　時　2022年６月24日（金曜日）午前10時　※受付開始　午前９時

2. 場　所　東京都品川区東品川二丁目３番15号
第一ホテル東京シーフォート　28階　「トップ・オブ・ザ ベイ」

3. 目的事項

報告事項　1. 第136期（2021年４月１日から2022年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第136期（2021年４月１日から2022年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役４名選任の件
第４号議案　取締役に対する株式報酬等の額および内容決定の件

4. その他株主総会招集に関する事項

（1）インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。

（2）議決権行使書用紙の郵送とインターネット等の両方により議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。

（3）本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.nichimo.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知には添付しておりません。
なお、本招集ご通知の添付書類の連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告ならびに監査等委員会が監査報告の作成に際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.nichimo.co.jp/）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

1．提案の理由

（1）「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和３年法律第70号）の施行にともない、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会の開催が可能となりました。居住地にかかわらず多くの株主のみなさまが出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化を図り、また、感染症や自然災害を含む大規模災害発生時等のリスクを低減するため、現行定款第12条（株主総会の招集）につきまして、場所の定めのない株主総会を開催できる旨を新たに設けるものであります。

（2）「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定が2022年９月１日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

①変更案第15条第１項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

②変更案第15条第２項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。

④上記の新設・削除にともない、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現　行　定　款	変　　更　　案
第１章　総則	第１章　総則
第１条～第５条　（条文省略）	第１条～第５条　（現行のとおり）
第２章　株式	第２章　株式
第６条～第11条　（条文省略）	第６条～第11条　（現行のとおり）
（株主総会の招集） 第12条　当会社の定時株主総会は、毎年６月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合にそのつど招集する。 ＜新設＞	（株主総会の招集） 第12条　当会社の定時株主総会は、毎年６月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合にそのつど招集する。 ②当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。
第13条～第14条　（条文省略）	第13条～第14条　（現行のとおり）
（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第15条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	＜削除＞

現　行　定　款	変　　更　　案
＜新設＞	(電子提供措置等) 第15条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ②当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
第16条～第39条　(現行のとおり)	第16条～第39条　(現行のとおり)
附則	附則
＜新設＞	(株主総会資料の電子提供に関する経過措置) 1．定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年９月１日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。 2．前項の規定にかかわらず、施行日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。 3．本附則は、施行日から６か月を経過した日または前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）７名は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役６名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会からすべての取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏名（生年月日）	性別	現在の当社における地位・担当	在任年数（本総会終結時）
1	再任	松本（まつもと）　和明（かずあき） （1954年１月11日）	男	代表取締役社長 社長執行役員	14年
2	再任	八下田（やげた）　良知（よしとも） （1952年１月25日）	男	取締役 常務執行役員 管理部門・グループ企業担当	12年
3	再任	是村（これむら）　忠良（ただよし） （1955年12月20日）	男	取締役 常務執行役員 食品事業部門管掌	10年
4	再任	土田（つちだ）　祥之（よしゆき） （1961年１月10日）	男	取締役 執行役員 食品事業本部長	10年
5	再任	諏訪部（すわべ）　俊彦（としひこ） （1960年３月１日）	男	取締役 執行役員 大阪支店長	２年
6	新任	青木（あおき）　信也（しんや） （1962年６月５日）	男	執行役員 海洋事業本部長	―

（注）１．各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．当社は、「会社法第430条の３第１項」に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとしております。本議案が承認された場合、各取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	再任 松本和明（まつもとかずあき） （1954年1月11日生）	1976年4月　当社入社 2000年6月　同 食品第二営業部長 2002年4月　同 福岡支店長 2003年6月　同 執行役員 バイオティックス営業部長 2007年4月　同 執行役員 食品第一事業部長 2008年4月　同 執行役員 食品事業本部長 2008年6月　同 取締役 執行役員 食品事業本部長 2011年6月　同 取締役 常務執行役員 食品事業本部長 2014年6月　同 代表取締役社長 社長執行役員（現任） 現在に至る	3,600株
	【候補者とした理由】 松本和明氏は、代表取締役社長を務めており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社経営の実効性を高め、取締役の職務を適切に遂行できる人材と判断し、取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	再任 八下田 良知（やげた よしとも） (1952年1月25日生)	1975年4月 当社入社 2005年4月 同 財務部長 2007年4月 同 執行役員 財務部長 2008年4月 同 執行役員 総務部長兼財務部長 2009年4月 同 執行役員 管理部門担当、財務部長 2010年4月 同 執行役員 管理部門担当、経営企画室長兼財務部長 2010年6月 同 取締役 執行役員 管理部門担当、経営企画室長兼財務部長 2011年7月 同 取締役 執行役員 管理部門担当、財務部長 2014年6月 同 取締役 常務執行役員 管理部門担当、財務部長 2016年4月 同 取締役 常務執行役員 管理部門担当 2016年6月 同 取締役 常務執行役員 管理部門・グループ企業担当 2017年1月 同 取締役 常務執行役員 管理部門・グループ企業担当、財務部長 2018年6月 同 取締役 常務執行役員 管理部門・グループ企業担当、総務部長兼財務部長 2019年10月 同 取締役 常務執行役員 管理部門・グループ企業担当、総務部長 2022年4月 同 取締役 常務執行役員 管理部門・グループ企業担当（現任） 現在に至る	4,600株
	【候補者とした理由】 八下田良知氏は、主に管理部門を通じた豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社経営の実効性を高め、取締役の職務を適切に遂行できる人材と判断し、取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	再任 これ むら ただ よし 是村忠良 (1955年12月20日生)	1988年3月　当社入社 2007年4月　同 福岡支店長兼下関営業所長 2010年4月　同 執行役員 福岡支店長兼下関営業所長 2012年6月　同 取締役 執行役員 福岡支店長兼下関営業所長 2014年6月　同 取締役 執行役員 食品事業本部長 2017年6月　同 取締役 常務執行役員 食品事業本部長 2018年4月　同 取締役 常務執行役員 食品事業部門管掌（現任） 現在に至る （重要な兼職の状況） マルキユー食品株式会社 代表取締役会長 はねうお食品株式会社 代表取締役社長	2,800株
	【候補者とした理由】 是村忠良氏は、主に食品事業部門を通じた豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社経営の実効性を高め、取締役の職務を適切に遂行できる人材と判断し、取締役候補者といたしました。		
4	再任 つち だ よし ゆき 土田祥之 (1961年1月10日生)	1986年4月　当社入社 2003年6月　同 食品第二営業部長 2007年4月　同 大阪支店長 2010年4月　同 執行役員 大阪支店長 2012年6月　同 取締役 執行役員 大阪支店長 2018年4月　同 取締役 執行役員 食品事業本部長（現任） 現在に至る	3,700株
	【候補者とした理由】 土田祥之氏は、主に食品事業部門を通じた豊富な経験と幅広い見識をもとに、取締役の職務を適切に遂行できる人材と判断し、取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	再任 諏訪部 俊彦（すわべ としひこ） (1960年３月１日生)	1982 年 4 月　当社入社 2002 年 4 月　同 食品第二営業部長 2003 年 6 月　同 執行役員 食品第三営業部長 2004 年10月　同 執行役員 食品事業部門担当 2007 年 4 月　同 執行役員 食品第二事業部長 2014 年 6 月　同 執行役員 福岡支店長兼下関営業所長 2015 年 4 月　同 執行役員 福岡支店長 2018 年 4 月　同 執行役員 大阪支店長 2020 年 6 月　同 取締役 執行役員 大阪支店長（現任） 現在に至る	1,400株
	【候補者とした理由】 諏訪部俊彦氏は、主に食品事業部門を通じた豊富な経験と幅広い見識をもとに、取締役の職務を適切に遂行できる人材と判断し、取締役候補者といたしました。		
6	新任 青木 信也（あおき しんや） (1962年６月５日生)	1985 年 4 月　当社入社 2002 年 4 月　同 四国営業所長 2018 年 4 月　同 執行役員 福岡支店長 2020 年 4 月　同 執行役員 資材事業本部長 2021 年 4 月　同 執行役員 海洋事業本部長（現任） 現在に至る （重要な兼職の状況） 株式会社ニチモウマリカルチャー 取締役会長	1,100株
	【候補者とした理由】 青木信也氏は、主に海洋事業部門を通じた豊富な経験と幅広い見識をもとに、取締役の職務を適切に遂行できる人材と判断し、取締役候補者といたしました。		

第３号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

監査等委員である取締役４名は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏名（生年月日）	性別	現在の当社における地位・担当	在任年数（本総会終結時）
1	再任	やまもと　としお 山本　敏夫 （1958年８月27日）	男	取締役 常勤監査等委員	４年
2	再任	きくち　たつや 菊池　達也 （1959年７月15日）	男	社外取締役 監査等委員	６年
3	再任	ひらた　すなお 平田　淳 （1955年４月27日）	男	社外取締役 監査等委員	４年
4	新任	あかし　にんじょう 明石　仁成 （1960年２月18日）	男	—	—

（注）１．各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．菊池達也、平田淳および明石仁成の各氏は、「会社法施行規則第２条第３項第７号」に定める社外取締役候補者であります。
３．菊池達也、平田淳の両氏の在任年数は、社外の監査等委員である取締役としての在任年数となります。
４．明石仁成氏は、特定関係事業者（持分法適用関連会社）である日本測器株式会社の代表取締役社長であります。なお、同社と当社との間に特記すべき取引関係等はありません。
５．当社は、菊池達也、平田淳の両氏との間で「会社法第427条第１項」の規定により、責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額となっております。本議案が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。また、明石仁成氏の選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
６．当社は、「会社法第430条の３第１項」に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとしております。本議案が承認された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。
７．当社は、菊池達也、平田淳の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。また、明石仁成氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、本議案が承認された場合、新たに独立役員となる予定であります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	再任 山本 敏夫（やまもと としお） (1958年８月27日生)	1982 年 4 月　当社入社 2004 年 4 月　同 海洋第二営業部長 2006 年 4 月　同 機械営業部長 2009 年 4 月　同 総務部長 2018 年 6 月　同 取締役 監査等委員（現任） 現在に至る	2,300株
	【候補者とした理由】 山本敏夫氏は、当社において長年の業務経験を通じた幅広い見識をもとに、当社経営の適法性および妥当性を監督できる適切な人材であると判断し、取締役（監査等委員）候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	再任 社外 独立 菊池達也（きくちたつや） (1959年７月15日生)	1984 年 4 月　朝日生命保険相互会社入社 2011 年 4 月　同 執行役員 経営企画統括部門 営業企画専管部門長 2014 年 4 月　同 執行役員 総務人事部門長 2014 年 7 月　同 取締役 執行役員 総務人事部門長 2015 年 4 月　同 取締役 執行役員 総務部 人事部 人事総務部 担当 2015 年 6 月　当社　社外監査役 2016 年 4 月　朝日生命保険相互会社 取締役 常務執行役員 総務部 人事部 人事総務部 担当 2016 年 6 月　当社　社外取締役 監査等委員（現任） 2018 年 4 月　朝日生命保険相互会社 取締役 専務執行役員 営業総局長兼特命首都圏強化担当 営業管理部 営業職員体制強化部 担当 2019 年 4 月　同　代表取締役 専務執行役員 営業総局長兼特命首都圏強化担当 営業管理部 営業職員体制強化部 担当 2021 年 4 月　同　取締役 2021 年 6 月　株式会社インフォテクノ朝日 代表取締役社長（現任） ラサ工業株式会社 社外取締役　監査等委員（現任） 現在に至る （重要な兼職の状況） 株式会社インフォテクノ朝日 代表取締役社長 ラサ工業株式会社 社外取締役　監査等委員	4,200株
	【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 菊池達也氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社経営の適法性および妥当性を監督していただくとともに、企業統治体制の更なる向上に寄与していただくため、社外取締役（監査等委員）候補者といたしました。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬諮問委員会の委員として、適切な関与・助言を行うなど、取締役会の機能の独立性、客観性および説明責任の強化に貢献いただくことを期待しております。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	再任 社外 独立 平田（ひらた） 淳（すなお） （1955年４月27日生）	1979 年４月　株式会社第一勧業銀行 （現　株式会社みずほ銀行）入行 2000 年10月　同 外苑前支店長 2005 年４月　同 事務統括部長 2007 年４月　同 執行役員 事務サービス部長 2008 年６月　清和綜合建物株式会社 常務執行役員 2010 年７月　株式会社清和クリエイト 代表取締役社長 2013 年11月　みずほマーケティングエキスパーツ株式会社 代表取締役社長 2016 年４月　国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 監事 2018 年６月　当社　社外取締役 監査等委員（現任） 中央不動産株式会社　常勤監査役 2020 年６月　同 顧問 2021 年４月　中央日本土地建物株式会社　顧問（現任） 現在に至る （重要な兼職の状況） 中央日本土地建物株式会社　顧問	1,100株
	【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 平田淳氏は、他社において長年の業務経験を通じた幅広い見識をもとに、当社経営の適法性および妥当性を監督していただくとともに、企業統治体制の更なる向上に寄与していただくため、社外取締役（監査等委員）候補者といたしました。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬諮問委員会の委員として、適切な関与・助言を行うなど、取締役会の機能の独立性、客観性および説明責任の強化に貢献いただくことを期待しております。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	新任 社外 独立 明石仁成（あかしにんじょう） (1960年２月18日生)	1984 年 4 月　日本測器株式会社入社 2012 年 6 月　同 海外営業部長 2013 年 4 月　同 営業副本部長 2014 年 6 月　同 営業本部長 2015 年 6 月　同 名古屋営業部長 2016 年 6 月　同 取締役 営業本部長 兼東京営業部長 2018 年 6 月　同 代表取締役社長（現任） 現在に至る （重要な兼職の状況） 日本測器株式会社 代表取締役社長	0株
	【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 明石仁成氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社経営の適法性および妥当性を監督していただくとともに、企業統治体制の更なる向上に寄与していただくため、社外取締役（監査等委員）候補者といたしました。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬諮問委員会の委員として、適切な関与・助言を行うなど、取締役会の機能の独立性、客観性および説明責任の強化に貢献いただくことを期待しております。		

（ご参考）

第２号および第３号議案が承認された後の取締役会の構成

	(ふりがな) 氏 名	当社が期待する知見・経験						指名・報酬諮問委員
		企業経営	財務経理	法務リスク管理	営業戦略	国際性	サステナビリティ（ＥＳＧ）	
取締役（監査等委員を除く。）	松本（まつもと） 和明（かずあき） 再任	●			●	●	●	■
	八下田（やげた） 良知（よしとも） 再任	●	●	●				
	是村（これむら） 忠良（ただよし） 再任	●			●	●		
	土田（つちだ） 祥之（よしゆき） 再任				●	●		
	諏訪部（すわべ） 俊彦（としひこ） 再任				●	●		
	青木（あおき） 信也（しんや） 新任				●		●	
取締役（監査等委員）	山本（やまもと） 敏夫（としお） 再任			●		●		
	菊池（きくち） 達也（たつや） 再任 社外 独立	●	●	●				■
	平田（ひらた） 淳（すなお） 再任 社外 独立		●	●			●	■
	明石（あかし） 仁成（にんじょう） 新任 社外 独立	●		●	●			■

第４号議案　取締役に対する株式報酬等の額および内容決定の件

１．提案の理由および当該報酬制度を相当とする理由

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、「基本報酬」、「賞与」および「株式報酬型新株予約権」で構成されていますが、以下のとおり、「株式報酬型新株予約権」の報酬枠を廃止するとともに新たに、信託を用いた株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することについてご承認をお願いいたします。なお、本制度の詳細につきましては、下記２．の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益･リスクを株主のみなさまと共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

本議案は、2016年６月29日開催の第130回定時株主総会においてご承認いただきました取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の限度額（年額２億40百万円以内。ただし、使用人分給与は含みません。）とは別枠で、本制度による新たな株式報酬を、本定時株主総会終結日の翌日から2025年６月の定時株主総会終結の日までの３年間（以下、「対象期間」といいます。）の間に在任する取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）、および、下記のとおり「株式報酬型新株予約権」としての新株予約権で未行使のものを放棄した取締役に対して支給するというものです。

本議案が原案どおり承認可決された場合には、2006年６月29日開催の第120回定時株主総会においてご承認いただきました取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する「株式報酬型新株予約権」の報酬制度を廃止し、以後、「株式報酬型新株予約権」としての新株予約権の新規付与は行わないものとするとともに、下記のとおり、取締役に付与済の「株式報酬型新株予約権」としての新株予約権で未行使のものについては当該取締役において権利放棄して消滅させたうえで、これに代えて本制度に基づき当社株式を交付することといたします。

本制度の導入目的は上記のとおりです。また、当社における取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、事業報告「４．会社役員に関する事項（４）取締役の報酬等」に記載のとおりですが、本議案の承認可決を条件として、その内容を、本議案に記載のとおり変更する

ことを予定しております。本議案は、かかる変更予定の方針に沿った報酬等を支給するために必要かつ合理的な内容になっております。以上より、本議案の内容は必要かつ相当なものであると判断しております。

なお、第２号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役および社外取締役を除く取締役は６名となります。また、このほかに、取締役に付与済みの「株式報酬型新株予約権」としての新株予約権で未行使のものを保有する者は、本株主総会終結の時をもって退任する取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）である２名です。

２．本制度における報酬等の額・内容等

（1）本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下も同様です。）に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

① 本制度の対象者	当社取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）
② 対象期間	本定時株主総会終結日の翌日から2025年６月の定時株主総会終結の日まで
③ ②の対象期間において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金490百万円 うち、(ⅰ)②の対象期間における報酬等としてのポイント見合いの当社株式の取得資金相当額 90百万円 (ⅱ)「株式報酬型新株予約権」放棄の応分のポイント見合いの当社株式の取得資金相当額 400百万円

④　当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法または取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
⑤　①の対象者に付与されるポイント総数の上限	１事業年度あたり15,000ポイント （ただし、本信託設定後遅滞なく、「株式報酬型新株予約権」放棄の応分のポイントとして99,900ポイントを上限とするポイントを別途付与）
⑥　ポイント付与基準	役位等に応じたポイントを付与
⑦　①の対象者に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

(2) 当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は約３年間とし、当社は、対象期間中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金30百万円を上限とする金銭を取締役に対する報酬として拠出し、下記（3）③のとおり本信託の受益権を取得する取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を、当社の自己株式の処分による方法または取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します。

注１：上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用についても、合わせて信託します。

注２：下記（3）①のとおり、本制度導入に伴い、取締役に付与済みの「株式報酬型新株予約権」としての新株予約権で未行使のものにつきましては、当該取締役において権利放棄することを条件に、本制度に基づく応分のポイント（新株予約権１個＝100ポイント）を付与することを予定しているため、当初の対象期間における当社株式の取得資金としての信託金上限額は当該ポイント分を勘案して算出しております。なお、上記上限額のうち、当該ポイント分見合いの当社株式の取得資金相当額は金400百万円であり、当該金額を除いた上限額は金90百万円となります。

なお、当社の取締役会の決定により、対象期間を５年以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）、本制度を継続するこ

とがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の年数に金30百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、下記（3）のポイント付与および当社株式の交付を継続します。

また、上記のように対象期間を延長して本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3) 取締役に交付される当社株式の算定方法および上限

①取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、１事業年度あたり15,000ポイントを上限とします。

また、このほか、本制度導入に伴い、取締役に付与済みの「株式報酬型新株予約権」としての新株予約権で未行使のもの（合計999個）につきましては、各取締役において権利放棄することを条件に、本信託設定後、遅滞なく、これに代わるポイントの付与（新株予約権１個＝100ポイント）を上記ポイント上限とは別枠で行うことを予定しております（なお、本株主総会終結の時をもって退任する取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）である２名分を含みます。）。

②付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手続に従い、当社株式の交付を受けます。ただし、取締役が自己都合により退任する場合等には、それまでに付与されたポイントの全部または一部は失効し、失効したポイント見合いの当社株式については交付を受けないものとします。

なお、１ポイントは当社株式１株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると

認められる事象が生じた場合には、１ポイントあたりの当社株式数はかかる分割比率・併合比率等に応じて調整されるものとします。

③取締役に対する当社株式の交付

各取締役は原則としてその退任時（ただし、本定時株主総会終結の時をもって退任する取締役であって、「株式報酬型新株予約権」としての新株予約権で未行使のものを放棄した場合には本信託設定後遅滞なく）に所定の手続を行って本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、本信託から上記②の当社株式の交付を受けます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社および当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

以　上

添付書類

事　業　報　告

（2021 年 4 月 1 日から
2022 年 3 月 31 日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の新たな変異株の発生による感染再拡大により緊急事態宣言等が続くなか、ワクチン接種の普及により経済活動の正常化が期待され、個人消費についてサービスを中心に持ち直しの動きがみられました。一方で、米中対立やウクライナ情勢などの地政学的リスクは、コロナ禍における原油や原材料価格の上昇、物流費の高騰、サプライチェーンの分断を悪化させており、国内外の感染症の動向と併せて先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような経済環境のなか、当社グループの事業基盤であります水産、水産加工・流通、食品の各分野におきましても、度重なる緊急事態宣言の発出等を受け、物流の混乱、国内外での水産物の需要・供給の変化やその影響による仕入価格の上昇、営業活動の制限による仕入や販売への影響で厳しい環境下にありましたが、感染者数の減少による経済活動の回復にともない、水産物の販売は堅調に推移いたしました。

こうした情勢のもとで、当社グループは、３ヵ年経営計画「第134期中期経営計画（これからの100年に向かって）」の最終年度として、「浜から食卓までを網羅し繋ぐ」当社グループならではの強みを生かした営業活動に努めるとともに、事業横断による人材と組織の連携強化を図ってまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は1,154億69百万円（前連結会計年度比21億52百万円増）、営業利益は32億１百万円（前連結会計年度比10億23百万円増）、経常利益は36億11百万円（前連結会計年度比12億49百万円増）となりました。

特別損益におきましては、特別利益として２億98百万円を計上し、特別損失として１億31百万円を計上いたしました結果、親会社株主に帰属する当期純利益は27億54百万円（前連結会計年度比12億62百万円増）となりました。

次に事業別の概況をご報告申しあげます。

＜食品事業＞

すり身部門では、北海道における原料の水揚げが安定していたことに加え、南米すり身の生産が順調に推移したことにより、売上、営業利益ともに増加いたしました。鮮凍水産物部門では、カニは未だ外食・観光業界向け販売が低迷する一方で、通販向け販売が堅調に推移し、動向を踏まえた効率的な買付を行ったことで、売上、営業利益ともに増加いたしました。北方凍魚および助子は、海外における物流の混乱などがみられたものの、マーケット動向を慎重に判断し、採算重視の販売に努めました結果、売上は減少いたしましたが、営業利益は増加いたしました。加工食品部門では、ツナや量販店向け切身・干物、煮魚・焼き魚において、前年度の巣ごもり需要の反動減がありましたが、養殖銀ザケや寿司種の販売が順調に推移したことで、売上は減少いたしましたが、営業利益は増加いたしました。なお、当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」等を適用したことにともない、水産物を加工販売する当事業において、売上高に大きく影響を受けております。

これらの結果、連結売上高は725億83百万円（前連結会計年度比６億13百万円増）、営業利益は22億59百万円（前連結会計年度比８億68百万円増）となりました。

＜海洋事業＞

漁網・漁具資材部門では、依然として北海道沿岸における水揚げ不振による資材購買意欲減退の影響に加え、官公庁向け漁具資材においても新型コロナウイルス感染症の影響による水産資源調査の見送りなどにより、売上、営業利益ともに減少いたしました。船舶・機械部門では、船体一括案件の受注や船舶用機器類の販売は引き続き厳しい状況のなか、船用品の販売が増加したことで、売上は減少いたしましたが、営業利益は増加いたしました。養殖部門では、前年度から成魚や養殖用資材の販売も回復し、配合飼料などの販売も堅調に推移したことから売上、営業利益ともに増加いたしました。

これらの結果、連結売上高は184億14百万円（前連結会計年度比７億94百万円増）、営業利益は３億71百万円（前連結会計年度比２億61百万円減）となりました。

＜機械事業＞

機械事業におきまして、国内では巣ごもり需要の継続や人手不足による食品機械への設備投資の拡大、さらには感染リスク回避のための省人化により、水産および総菜加工、豆腐業界などの各業界における受注が幅広く進みました結果、売上、営業利益ともに増加いたしました。海外では、新型コロナウイルス感染症の影響により、営業活動の制限や機械の据付へ

の遅延が続いているものの、前年度に比較すると制限が緩和されており、米国向け豆腐生産設備や台湾向け製麺機設備などの大型案件の受注を獲得いたしました結果、売上、営業利益ともに増加いたしました。

これらの結果、連結売上高は127億85百万円（前連結会計年度比21億30百万円増）、営業利益は12億39百万円（前連結会計年度比４億43百万円増）となりました。

＜資材事業＞

資材事業におきまして、化成品部門では、主力の住宅用部材シートや印刷用フィルムにおける前年度の新型コロナウイルス感染症の影響による落ち込みが徐々に回復基調にあり、包装資材においても引き続き好調に推移いたしました結果、営業利益は増加いたしました。農畜資材でも、肥料・資材の販売が回復してきており、売上、営業利益ともに増加いたしました。なお、当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」等を適用したことにともない、原反を加工販売する当事業において、売上高の減少に大きく影響を受けております。

これらの結果、連結売上高は87億49百万円（前連結会計年度比13億５百万円減）、営業利益は４億56百万円（前連結会計年度比１億23百万円増）となりました。

＜バイオティックス事業＞

バイオティックス事業では、大手健康食品メーカー向け「アグリマックス」や「イムバランス」の素材および薬局向けＯＥＭ商品の販売が堅調に推移いたしました結果、連結売上高は３億71百万円（前連結会計年度比15百万円増）、営業利益は57百万円（前連結会計年度比10百万円増）となりました。

＜物流事業＞

物流事業では、断続的な緊急事態宣言などにより酒類・菓子の出荷が落ち込んだことによる配送業務の減少に加え、燃料高騰による車両の経費負担増などが影響するなか、業務効率の改善に取り組んだものの、連結売上高は24億56百万円（前連結会計年度比１億３百万円減）、営業利益は11百万円（前連結会計年度比26百万円減）となりました。

＜その他＞

その他の事業といたしまして、不動産の賃貸、人材派遣業などを行っており、連結売上高は１億８百万円（前連結会計年度比６百万円増)、営業利益は76百万円（前連結会計年度比９百万円増）となりました。

事業セグメント別売上高・営業損益内訳

区　分	売 上 高	売上高構成比	営業利益または営業損失（△）
食　品　事　業	72,583　百万円	62.86　%	2,259　百万円
海　洋　事　業	18,414	15.95	371
機　械　事　業	12,785	11.07	1,239
資　材　事　業	8,749	7.58	456
バイオティックス事業	371	0.32	57
物　流　事　業	2,456	2.13	11
そ　の　他	108	0.09	76
小　計	115,469	100.00	4,471
その他の調整額	－	－	△1,270
合　計	115,469	100.00	3,201

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資等の総額は、29億25百万円であり、その主なものは、紋別事業所でのホタテ工場の設備投資１億46百万円、連結子会社であります株式会社ヤマイチ水産でのミール工場の新設７億75百万円などであります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において当社は、短期運転資金調達の安定化を目的として、2021年９月30日に株式会社みずほ銀行をアレンジャーとするシンジケーション方式による総額80億円、契約期間３年のコミットメントライン契約と、2021年９月28日に三井住友信託銀行をアレンジャーとするシンジケーション方式による総額40億円、契約期間１年のコミットメントライン契約を締結いたしました。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症における新たな変異株の発生による感染の再燃、それにともない緊急事態宣言の発出等による経済活動の制限やウクライナ情勢の深刻化による資源価格の高騰をはじめとする様々な影響など、不透明かつ厳しい状況が続くものと見込まれております。

このような環境下ではありますが、当社グループは新たな３ヵ年経営計画「第137期中期経営計画（Toward the next stage)」を策定し、その目標達成に向けて、経営方針であります「浜から食卓までを網羅し繋ぐ」を基盤とし、人・事業・未来の３つの「繋ぐ」を具現化してまいります。また、本計画では「サステナブル経営」を推進し、水産資源管理を厳格に行い、海洋生態系を守りながら、世界的な水産物需要の拡大に応えるなど、持続可能な社会と当社グループの未来への航路を切り拓いていきたいと考えております。

具体的には、創業以来、漁業・水産業で積み上げてきた技術・経験・ノウハウを生かしたSDGｓ視点の取り組みとして、各事業横断の「環境に配慮した九州最大のサーモン陸上養殖事業の推進」、海洋事業の「海洋ごみ・CO_2排出量の削減に寄与するバイオマス漁網の実用化」、食品事業の「北海道の製造子会社に大規模投資を行い、水産物加工の安定供給体制の構築」などを推し進めてまいります。その他の既存事業におきましても、成長を続ける海外マーケットを見据えた販売強化に努めるなど、豊かで健康な生活づくりと新たな価値の創造に邁進していきたいと存じます。

当社は本年４月４日に東証プライム市場へ移行いたしました。上場維持基準への適合に向け、新たな３ヵ年経営計画の目標達成と併せて、資本政策やＩＲ活動の拡充を通じて株主のみなさまとのエンゲージメントを高め、企業価値のさらなる向上を目指してまいります。

株主のみなさまにおかれましては、なにとぞ今後とも変わらぬご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区　　分	第 133 期 (2019年３月期)	第 134 期 (2020年３月期)	第 135 期 (2021年３月期)	第 136 期 当連結会計年度 (2022年３月期)
売上高 (百万円)	128,778	117,900	113,317	115,469
営業利益 (百万円)	2,424	1,910	2,177	3,201
経常利益 (百万円)	2,275	2,338	2,362	3,611
親会社株主に帰属する当期純利益または当期純損失（△） (百万円)	△2,689	2,365	1,491	2,754
１株当たり当期純利益または当期純損失（△） (円)	△790.04	690.86	434.61	805.16
総資産 (百万円)	65,051	62,152	65,230	74,863
純資産 (百万円)	14,803	15,500	17,347	20,066

(6) 重要な親会社および子会社等の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社および関連会社の状況

区　分	会　社　名	資本金	出資比率	主要な事業内容
国内子会社	ニチモウフーズ株式会社	50百万円	100.00%	水産加工品の販売
〃	はねうお食品株式会社	300	80.00	水産加工品の製造・販売
〃	株式会社ヤマイチ水産	12	100.00	水産加工品の製造・販売
〃	株式会社小樽フーズ	90	100.00	水産加工品の製造・販売
〃	マルキユー食品株式会社	30	100.00	水産加工品の製造・販売
〃	株式会社ちかえフーズ	12	80.00	水産加工品の製造・販売
〃	西日本ニチモウ株式会社	347	99.91	漁網・漁具、トワイン・ロープの製造･販売
〃	北海道ニチモウ株式会社	95	60.78	漁網・漁具、トワイン・ロープの製造･販売
〃	株式会社ニチモウワンマン	240	100.00	海苔機資材の製造・販売
〃	株式会社ニチモウマリカルチャー	80	100.00	養殖資材・養殖餌料・養殖魚介類の販売
〃	株式会社ビブン	250	100.00	食品加工機械・器具の製造・販売
〃	株式会社ソーエー	300	100.00	食品加工機械・器具の製造・販売
〃	ニチモウバイオティックス株式会社	150	100.00	発酵大豆製品、健康食品の製造・販売
〃	ニチモウロジスティクス株式会社	20	90.00	運送業
〃	日網興産株式会社	13	100.00	不動産業、人材派遣業
海外子会社	ノールイースタントロールシステムズINC.	24,192千米ドル	100.00	漁網・漁具資材の製造・販売
〃	ニチモウインターナショナルINC.	800千米ドル	100.00	水産物の販売
持分法適用関連会社	日本サン石油株式会社	100百万円	45.00	潤滑油ベースオイルおよび製品の販売
〃	日本測器株式会社	230	37.83	各種計測器・理化学機器等の販売
〃	日本船燈株式会社	24	45.17	各種灯火・家庭用石油燃料機器等の製造・販売
〃	フィッシュファームみらい合同会社	10	39.00	魚介類の養殖・加工・販売、コンサルタント業

③企業結合の経過

（イ）はねうお食品株式会社の出資比率は、当社が80.00％、連結子会社のニチモウフーズ株式会社が20.00％であります。

（ロ）北海道ニチモウ株式会社の出資比率は、当社が60.78％、連結子会社の西日本ニチモウ株式会社が39.22％であります。

（ハ）当連結会計年度において、2021年10月１日に設立しましたフィッシュファームみらい合同会社を持分法適用関連会社に含めました。

（ニ）前期まで重要な子会社として記載しておりました株式会社博多っ子本舗は、事業停止にともない休眠状態となり、重要性が乏しくなったため、同社を連結子会社から除外いたしました。なお、同社は現在清算手続き中であります。

④企業結合の成果

前記のとおり連結子会社は17社、持分法適用関連会社は４社であります。

当連結会計年度の売上高は1,154億69百万円（前連結会計年度比21億52百万円増）、営業利益は32億１百万円（前連結会計年度比10億23百万円増）、経常利益は36億11百万円（前連結会計年度比12億49百万円増）、親会社株主に帰属する当期純利益は27億54百万円（前連結会計年度比12億62百万円増）となりました。

(7) 主要な事業内容

事業部門	主要な事業内容
食品事業	すり身、鮮凍水産物の販売ならびに水産加工食品の製造・販売
海洋事業	各種漁網・漁具、漁業用機械の製造・販売ならびに漁業用・船舶用諸資材機器、養殖用資材などの販売
機械事業	食品機械、関連機械の製造・販売
資材事業	合成樹脂、包装資材、農畜資材などの販売
バイオティックス事業	発酵大豆製品の製造・販売ならびに健康食品などの販売
物流事業	運送業
その他	不動産業、人材派遣業

(8) 主要な営業所および工場

①当社

本　社　　東京都品川区東品川二丁目２番20号

支　店　　仙台支店　大阪支店　福岡支店

営業所　　札幌営業所　八戸営業所　宮古営業所　石巻営業所　名古屋営業所
　　下関営業所　戸畑営業所　長崎営業所

②主要な子会社

区　分	会　社　名	本店所在地
国　内	ニチモウフーズ株式会社	東京都中央区
〃	はねうお食品株式会社	山口県下関市
〃	株式会社ヤマイチ水産	北海道紋別市
〃	株式会社小樽フーズ	北海道小樽市
〃	マルキユー食品株式会社	福岡県大野城市
〃	株式会社ちかえフーズ	福岡県宗像市
〃	西日本ニチモウ株式会社	山口県下関市
〃	北海道ニチモウ株式会社	北海道函館市
〃	株式会社ニチモウワンマン	山口県下関市
〃	株式会社ニチモウマリカルチャー	福岡県福岡市
〃	株式会社ビブン	広島県福山市
〃	株式会社ソーエー	石川県能美市
〃	ニチモウバイオティックス株式会社	東京都港区
〃	ニチモウロジスティクス株式会社	福岡県福岡市
〃	日網興産株式会社	東京都品川区
海　外	ノールイースタントロールシステムズINC.	米国ワシントン州ベインブリッジ市
〃	ニチモウインターナショナルINC.	米国ワシントン州ベルビュー市

(9) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
980名	1名増員

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入額
	百万円
株式会社みずほ銀行	9,324
農林中央金庫	4,156
三井住友信託銀行株式会社	2,800

2. 会社の株式に関する重要な事項（2022年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　15,149,600株
(2) 発行済株式の総数　3,787,400株（自己株式346,590株を含む）
(3) 当期末株主数　2,640名（前期末2,870名）
(4) 大株主の状況（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	331,000	9.61
朝日生命保険相互会社	300,000	8.71
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口再信託受託者株式会社日本カストディ銀行	167,400	4.86
ニチモウ取引先持株会	128,800	3.74
日本水産株式会社	120,000	3.48
吉田知広	113,500	3.29
中村格彰	113,400	3.29
DNB BANK ASA - VERDIPAPIRFONDET HOLBERG TRITON	111,700	3.24
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	81,900	2.38
日本証券金融株式会社	75,700	2.20

（注） 持株比率につきましては、発行済株式の総数から自己株式数を控除して算出しております。

3. 会社の新株予約権に関する事項（2022年３月31日現在）

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	2006年株式報酬型新株予約権	2007年株式報酬型新株予約権	2008年株式報酬型新株予約権	2009年株式報酬型新株予約権
発行決議日	2006年９月29日	2007年９月28日	2008年９月26日	2009年７月30日
区分	取締役（監査等委員を除く）	取締役（監査等委員を除く）	取締役（監査等委員を除く）	取締役（監査等委員を除く）
保有者数	1名	1名	2名	2名
新株予約権の数	7個	7個	20個	21個
新株予約権の目的となる株式の数	700株	700株	2,000株	2,100株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の払込金額	１個当たり184,000円 １株当たり1,840円	１個当たり118,000円 １株当たり1,180円	１個当たり73,000円 １株当たり730円	１個当たり136,000円 １株当たり1,360円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	１株当たり１円	１株当たり１円	１株当たり１円	１株当たり１円
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額	１株当たり921円	１株当たり591円	１株当たり366円	１株当たり681円
新株予約権を行使することができる期間	2007年１月７日から 2027年１月６日まで	2008年１月６日から 2028年１月５日まで	2008年10月16日から 2028年10月15日まで	2009年８月22日から 2029年８月21日まで
新株予約権の行使の条件	1.新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役の地位を喪失したときに限り、新株予約権を行使することができる。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から５年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。 2.新株予約権者が、新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。			

	2010年株式報酬型新株予約権	2011年株式報酬型新株予約権	2012年株式報酬型新株予約権	2013年株式報酬型新株予約権
発行決議日	2010年７月30日	2011年７月29日	2012年７月27日	2013年７月26日
区分	取締役（監査等委員を除く）	取締役（監査等委員を除く）	取締役（監査等委員を除く）	取締役（監査等委員を除く）
保有者数	3名	3名	6名	6名
新株予約権の数	31個	50個	62個	62個
新株予約権の目的となる株式の数	3,100株	5,000株	6,200株	6,200株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の払込金額	１個当たり97,000円 １株当たり970円	１個当たり134,000円 １株当たり1,340円	１個当たり126,000円 １株当たり1,260円	１個当たり131,000円 １株当たり1,310円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	１株当たり１円	１株当たり１円	１株当たり１円	１株当たり１円
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額	１株当たり486円	１株当たり671円	１株当たり631円	１株当たり656円
新株予約権を行使することができる期間	2010年８月21日から 2030年８月20日まで	2011年８月20日から 2031年８月19日まで	2012年８月25日から 2032年８月24日まで	2013年８月31日から 2033年８月30日まで
新株予約権の行使の条件	1.新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役の地位を喪失したときに限り、新株予約権を行使することができる。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から５年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。 2.新株予約権者が、新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。			

	2014年株式報酬型新株予約権	2015年株式報酬型新株予約権	2016年株式報酬型新株予約権	2017年株式報酬型新株予約権
発行決議日	2014年７月25日	2015年７月31日	2016年７月29日	2017年７月28日
区分	取締役（監査等委員を除く）	取締役（監査等委員を除く）	取締役（監査等委員を除く）	取締役（監査等委員を除く）
保有者数	6名	6名	6名	6名
新株予約権の数	94個	78個	90個	93個
新株予約権の目的となる株式の数	9,400株	7,800株	9,000株	9,300株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の払込金額	１個当たり135,000円 １株当たり1,350円	１個当たり173,000円 １株当たり1,730円	１個当たり109,000円 １株当たり1,090円	１個当たり145,000円 １株当たり1,450円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	１株当たり１円	１株当たり１円	１株当たり１円	１株当たり１円
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額	１株当たり676円	１株当たり866円	１株当たり546円	１株当たり726円
新株予約権を行使することができる期間	2014年８月30日から 2034年８月29日まで	2015年８月29日から 2035年８月28日まで	2016年８月27日から 2036年８月26日まで	2017年８月26日から 2037年８月25日まで
新株予約権の行使の条件	1.新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役の地位を喪失したときに限り、新株予約権を行使することができる。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から５年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。 2.新株予約権者が、新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。			

	2018年株式報酬型新株予約権	2019年株式報酬型新株予約権	2020年株式報酬型新株予約権	2021年株式報酬型新株予約権
発行決議日	2018年７月27日	2019年７月26日	2020年７月31日	2021年７月30日
区分	取締役（監査等委員を除く）	取締役（監査等委員を除く）	取締役（監査等委員を除く）	取締役（監査等委員を除く）
保有者数	6名	6名	7名	7名
新株予約権の数	95個	95個	105個	89個
新株予約権の目的となる株式の数	9,500株	9,500株	10,500株	8,900株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の払込金額	１個当たり123,500円 １株当たり1,235円	１個当たり121,900円 １株当たり1,219円	１個当たり111,500円 １株当たり1,115円	１個当たり155,800円 １株当たり1,558円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	１株当たり１円	１株当たり１円	１株当たり１円	１株当たり１円
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額	１株当たり618円	１株当たり610円	１株当たり558円	１株当たり780円
新株予約権を行使することができる期間	2018年９月１日から 2038年８月31日まで	2019年８月31日から 2039年８月30日まで	2020年８月29日から 2040年８月28日まで	2021年８月28日から 2041年８月27日まで
新株予約権の行使の条件	1.新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役の地位を喪失したときに限り、新株予約権を行使することができる。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から５年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。 2.新株予約権者が、新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。			

4. 会社役員に関する事項（2022年３月31日現在）

（1）取締役の氏名等

地位		氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	社長執行役員	松本 和明	
取締役	専務執行役員	田部 昇	社長補佐、経営全般担当
取締役	常務執行役員	八下田 良知	管理部門・グループ企業担当、総務部長
取締役	常務執行役員	是村 忠良	食品事業部門管掌 マルキユー食品株式会社 代表取締役会長 はねうお食品株式会社 代表取締役社長
取締役	執行役員	宇田川 純一	仙台支店長
取締役	執行役員	土田 祥之	食品事業本部長
取締役	執行役員	諏訪部 俊彦	大阪支店長
取締役	常勤監査等委員	山本 敏夫	
社外取締役	監査等委員	荻須 秀次	日本測器株式会社 相談役
社外取締役	監査等委員	菊池 達也	株式会社インフォテクノ朝日 代表取締役社長 ラサ工業株式会社 社外取締役 監査等委員
社外取締役	監査等委員	平田 淳	中央日本土地建物株式会社 顧問

（注）1. 監査等委員荻須秀次、菊池達也および平田淳の各氏は、「会社法第２条第15号」に定める社外取締役であります。
2. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、山本敏夫氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 監査等委員荻須秀次、菊池達也および平田淳の各氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

（ご参考）取締役以外の執行役員

地位	氏名	担当
執行役員	青木 信也	海洋事業本部長 株式会社ニチモウマリカルチャー 取締役会長
執行役員	福井 豊	機械・資材事業本部長
執行役員	平田 亨	福岡支店長 株式会社ちかえフーズ 代表取締役社長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員全員との間で「会社法第427条第１項」の規定により、責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、「会社法第430条の3第1項」に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとしております。当該保険契約の被保険者は当社およびグループ各社の全役員であります。

(4) 取締役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針といいます。）を2021年２月26日開催の取締役会の決議によって定めており、その概要は以下のとおりであります。なお、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討をおこなっているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

＜決定方針の内容の概要＞

当社取締役の報酬は、創業以来の経営理念である「会社は社会の公器であるとの精神に立ち、業界をリードする技術とサービスをもって広く社会の発展に貢献する」ことに則り、企業価値の向上および株価の上昇の貢献度合い等の対価として決定するものとすることを基本方針とし、（イ）基本報酬、（ロ）業績連動報酬等としての賞与、（ハ）非金銭報酬としての株式報酬型新株予約権で構成する。

また、取締役の報酬等の算定は、代表取締役社長が原案を作成し、その原案を受けた指名・報酬諮問委員会が答申した内容を、取締役会で決定するものとする。

（イ）基本報酬

月例の固定報酬とし、役位ごとの業績への貢献度、経営状況、社会情勢、世間水準等を勘案のうえ、決定するものとする。

（ロ）業績連動報酬等としての賞与

中期経営計画や事業年度の達成状況、役位ごとの業績への貢献度、経営状況、社会情勢、世間水準等を勘案のうえ、決定するものとする。

（ハ）非金銭報酬等としての株式報酬型新株予約権

役位ごとの業績への貢献度、株価状況等を勘案のうえ、決定するものとする。

（ご参考）指名・報酬諮問委員会

当社は、取締役の指名および報酬等に係る取締役会の機能に対し、独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の任意の諮問機関として、委員の過半数が独立社外取締役で構成された指名・報酬諮問委員会を設置しております。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等限度額は以下のとおり、2016年６月29日開催の第130回定時株主総会で決議されております。

役　員　区　分	報酬等の種類	限　度　額	上記総会終結時点の対象者の員数（名）
取締役 （監査等委員を除く）	金銭報酬 （賞与を含む）	年額２億40百万円以内	7
	非金銭報酬 （株式報酬型新株予約権）	年額30百万円以内	
取締役 監査等委員	金銭報酬	年額60百万円以内	5

（注）1. 取締役（監査等委員を除く）の限度額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 当社は、2006年６月29日開催の第120回定時株主総会において退職慰労金制度を廃止しております。

③取締役の報酬等の総額

役　員　区　分	報酬等の総額 （百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数 （名）
		基本報酬	賞与	株式報酬型新株予約権	
取締役 （監査等委員を除く）	191	134	43	13	7
取締役 監査等委員	28	28	－	－	4
社外取締役 監査等委員	14	14	－	－	3

（注）1. 取締役（監査等委員を除く）の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 連結報酬等の総額が１億円以上である者が存在しないため、役員ごとの連結報酬等の総額は記載しておりません。

(5) 社外役員に関する事項

①監査等委員である取締役　荻須　秀次

（イ）重要な兼職先と当社との関係

特定関係事業者（持分法適用関連会社）である日本測器株式会社の相談役を兼職しております。

なお、同社と当社との間に特記すべき取引関係等はありません。

（ロ）当事業年度における主な活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度開催の取締役会には16回中16回（出席率100.00%）、監査等委員会には14回中14回（出席率100.00%）出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識から適宜発言を行い、当社経営の適法性および妥当性を監督していただくとともに、企業統治体制の更なる向上に寄与していただいております。また、指名・報酬諮問委員会の委員としても、適切な関与・助言を行うことにより、取締役会の機能の独立性、客観性および説明責任の強化に貢献いただいております。

②監査等委員である取締役　菊池　達也

（イ）重要な兼職先と当社との関係

株式会社インフォテクノ朝日の代表取締役社長、ラサ工業株式会社の監査等委員である社外取締役を兼職しております。

なお、各社と当社との間に特記すべき取引関係等はありません。

（ロ）当事業年度における主な活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度開催の取締役会には16回中16回（出席率100.00%）、監査等委員会には14回中14回（出席率100.00%）出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識から適宜発言を行い、当社経営の適法性および妥当性を監督していただくとともに、企業統治体制の更なる向上に寄与していただいております。また、指名・報酬諮問委員会の委員としても、適切な関与・助言を行うことにより、取締役会の機能の独立性、客観性および説明責任の強化に貢献いただいております。

③監査等委員である取締役　平田　淳

（イ）重要な兼職先と当社との関係

中央日本土地建物株式会社の顧問を兼職しております。

なお、同社と当社との間に特記すべき取引関係等はありません。

（ロ）当事業年度における主な活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要
当事業年度開催の取締役会には16回中16回（出席率100.00%）、監査等委員会には14回中14回（出席率100.00%）出席し、主に長年の業務経験を通じた幅広い見識から適宜発言を行い、当社経営の適法性および妥当性を監督していただくとともに、企業統治体制の更なる向上に寄与していただいております。また、指名・報酬諮問委員会の委員としても、適切な関与・助言を行うことにより、取締役会の機能の独立性、客観性および説明責任の強化に貢献いただいております。

5. 会計監査人の状況

（1）会計監査人の名称
アーク有限責任監査法人

（2）当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
①会計監査人の報酬等の額　39,000千円
②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
39,000千円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区別できませんので上記報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 取締役会が決定した会計監査人の報酬等の額について、監査等委員会が同意した理由につきましては、会計監査人との監査契約の内容に照らして、監査計画の適切性、報酬単価の妥当性および報酬見積りの算出根拠等を総合的に検討した結果、当該報酬等の額は相当であると判断したためであります。

（3）非監査業務の内容
該当事項はありません。

（4）会計監査人の解任または不再任の決定の方針
監査等委員会は、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があり、当社の会計監査人であることに重大な支障があると判断した場合、「会社法第340条」の規定により会計監査人の解任を決定いたします。また、そのほか会計監査人であることに支障があると判断したときには、監査等委員会において、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任の議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制および方針

（1）業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を取締役会において決議（2006年５月８日制定、2016年６月17日改定）しております。その内容の概要は以下のとおりであります。

①取締役および子会社の取締役等ならびに使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

（イ）コンプライアンスの徹底、社会的規範の遵守、情報開示、財務報告の信頼性等の目的を達成するため行動基準として定めた「ニチモウグループ企業行動憲章」をグループの全社員に配布し、取締役自らが率先垂範の上、グループ全体でその徹底をはかることとする。また、取締役会を通じ取締役の職務遂行の監視をより一層強化することとする。

（ロ）「財務報告の基本方針」を定め、財務報告に係る内部統制構築を推進することとする。

（ハ）「コンプライアンス規程」を定め、社会的責任を果たすために「コンプライアンス・プログラム」を推進することとする。

（ニ）「コンプライアンス委員会」を設置し、内部監査部門等から報告されたコンプライアンス上の問題、その他重要案件の審議を行うこととする。

（ホ）業務執行部門から独立した内部監査室は、各部門の業務プロセスを監査し、不正の防止と発見に努めることとする。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書取扱要領」ならびに「文書保存年数取扱基準」等の社内規程にもとづき適切かつ確実に保存・管理するとともに、保存期間を定め、期間中閲覧可能な状態を維持することとする。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（イ）当社グループは、「リスク対策規程」を定め、企業経営に関わる危機、リスクについて基本的な対策を整備し、発生したリスクを極小化かつ早期に解決することとする。

（ロ）問題が発生した場合の対応として「危機管理のガイドライン」を定め、不測の事態が発生した場合は、迅速な対応を行い、損失の拡大を防止する体制を整えるものとする。

④取締役および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（イ）当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月１回定時に開催するほか、適宜臨時に開催するものとする。

（ロ）当社は、経営と業務執行の分離および責任と権限の明確化をはかる観点から執行役員制度を導入し、取締役会は経営戦略および業務執行の監督という本来の機能に特化する。執行役員の職務の担当範囲は取締役会にて定め、その責任と権限を明確にする。

（ハ）当社グループは、中期経営計画および年次事業計画を策定し、その目標達成のために取締役会でその進捗状況の管理を行うこととする。

⑤当社ならびに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

（イ）グループに共通の「企業行動憲章」を定め、グループの取締役、社員一体となり遵法意識の醸成を高めることとする。

（ロ）「グループ会社管理規程」を定め、グループ会社の財務状況、職務の執行状況およびその他重要な報告事項について定期的に報告を受け管理を行うものとする。また、内部監査室を担当部門としてグループ各社における内部統制の実効性を高め、必要に応じて指導・支援を行うものとする。

⑥監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

（イ）監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査等委員会の意見を尊重するものとする。

（ロ）監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会が指示した業務について、監査等委員である取締役以外の者からの指揮命令を受けない。

⑦取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制および監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（イ）取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人は、グループ経営会議、その他重要な会議の審議内容、内部監査の結果、および内部通報制度の運用状況について監査等委員である取締役に報告するものとする。

（ロ）取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人は、当社およびグループ各社の業務または業績に与える重要な事項について監査等委員会に報告するものとし、職務の執行に関する法令違反、定款違反および不正行為の事実、あるいは当社およびグループ各社に損害を及ぼす事実を知った時は遅滞なく報告するものとする。また、監査等委員会は、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人に対し報告を求めることができるものとする。

（ハ）当社は、監査等委員会へ報告を行った当社グループの役員および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不当に扱うことを禁止し、その旨を当社グループの役員および使用人に周知徹底する。

（ニ）監査等委員会は、重要な意思決定および業務の執行状況を把握するため、当社の取締役会および執行役員会等の会議に出席し必要に応じその説明を求めることとする。また、代表取締役との定期的な意見交換会や会計監査人、内部監査部門との情報交換に努め、監査の実効性を確保するものとする。

（ホ）監査等委員会がその職務の執行につき、費用の前払い等を請求した時には、請求にかかる費用または債務が当該監査等委員である取締役の職務の執行（監査等委員会の職務に関する執行に限る。）に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

⑧反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備に関する体制

（イ）当社グループは、「ニチモウグループ企業行動憲章」において反社会的勢力に対する行動基準を定め、役員・従業員全員に周知徹底することとする。

（ロ）反社会的勢力に関する事項については、総務部にて対応するものとする。

（ハ）顧問弁護士や公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等の外部専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報収集・管理を行うこととする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づき、体制の整備および適切な運用に努めております。その運用状況の概要は以下のとおりであります。

①取締役の職務執行

当社の取締役会は、社外取締役３名を含む取締役11名で構成され、法令、定款および取締役会規則等の定めに基づき、経営戦略や業務執行の監督など、経営の健全性および透明性に努めております。また、経営と業務執行の分離および責任と権限の明確化をはかる観点から執行役員会を開催し、意思決定の迅速化および効率化を図っております。当事業年度におきましては、取締役会を16回、執行役員会を13回開催いたしました。

②監査等委員の職務執行

当社の監査等委員会は、社外監査等委員３名を含む監査等委員４名で構成され、同会において定めた監査計画に基づき、取締役会および執行役員会等の会議に出席し必要に応じその説明を求めております。また、代表取締役との定期的な意見交換会や会計監査人、内部監査部門との情報交換に努め、監査の実効性を確保しております。当事業年度におきましては、監査等委員会を14回開催いたしました。

③コンプライアンス体制

当社グループは、「ニチモウグループ企業行動憲章」および「コンプライアンス規程」に基づき、社内研修等を通じて遵法意識を高めるとともに周知徹底に努めております。

④リスク管理体制

当社グループは、「リスク対策規程」および「危機管理のガイドライン」に基づき、不測の事態が発生した場合に備え、社内研修等を通じて周知徹底に努めております。

⑤グループ管理体制

当社グループは、「グループ会社管理規程」に基づき、グループ会社の財務状況、職務の執行状況およびその他重要な報告事項について定期的に報告を受けるとともにグループ管理体制の強化に努めております。当事業年度におきましては、グループ経営会議を１回、グループ社長会を３回開催いたしました。

⑥内部監査体制

当社は、内部監査計画に基づき、当社およびグループ会社の内部監査を実施し、業務の適正化に努めております。

⑦財務報告に係る内部統制

当社グループは、「財務報告の基本方針」に基づき、財務報告に係る内部統制の有効性評価を実施いたしました。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の利益配分につきましては、株主への安定的な配当の維持を基本としながら、企業体質の一層の強化および将来の事業展開に備えるため、内部留保の充実を勘案し配分を決定することを基本方針としております。

本基本方針のもと、ここ近年の業績が堅調に推移したことにともない、第137期中期経営計画（2023年3月期～）から段階的に配当性向30％に引き上げ、株主還元策の積極化を図ってまいります。

第136期の期末配当金につきましては、連結業績が好調に推移したため、2022年５月13日開催の取締役会において、１株当たり60円（年間配当金は1株当たり100円）とし、剰余金の配当が効力を生じる日を2022年６月27日とすることを決議いたしました。

①基　準　日	2021年９月30日	2022年３月31日
②１株当たり配当金	40円	60円
③配 当 金 総 額	137,643,600円	206,448,600円
④効 力 発 生 日	2021年12月１日	2022年６月27日
⑤配　当　原　資	利益剰余金	利益剰余金

連結貸借対照表

2022年３月31日現在

（単位：百万円）

資産の部		負債・純資産の部	
科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**53,017**	**流動負債**	**42,665**
現金及び預金	6,153	支払手形及び買掛金	13,378
受取手形	3,226	短期借入金	21,437
売掛金	15,308	一年内償還社債	2,348
商品及び製品	22,257	一年内返済長期借入金	870
仕掛品	1,031	未払金	456
原材料及び貯蔵品	3,218	契約負債	2,314
前渡金	709	未払法人税等	828
その他	1,170	賞与引当金	501
貸倒引当金	△57	その他	531
固定資産	**21,790**	**固定負債**	**12,132**
有形固定資産	**9,275**	社債	3,052
建物及び構築物	2,850	長期借入金	6,954
機械装置及び運搬具	2,345	長期未払金	18
工具器具及び備品	216	繰延税金負債	703
土地	2,848	役員退職慰労引当金	179
建設仮勘定	1,013	退職給付に係る負債	696
		その他	528
無形固定資産	**725**	**負債合計**	**54,797**
のれん	21		
その他	703		
		（純資産の部）	
投資その他の資産	**11,790**	**株主資本**	**17,713**
投資有価証券	11,008	**資本金**	**4,411**
長期貸付金	42	**利益剰余金**	**14,307**
破産更生債権等	975	**自己株式**	**△1,005**
長期預金	77		
繰延税金資産	221		
その他	458	**その他の包括利益累計額**	**2,214**
貸倒引当金	△993	**その他有価証券評価差額金**	**2,268**
		繰延ヘッジ損益	**49**
		為替換算調整勘定	**7**
		退職給付に係る調整累計額	**△111**
繰延資産	**55**	**新株予約権**	**130**
社債発行費	55	**非支配株主持分**	**7**
		純資産合計	**20,066**
資産合計	**74,863**	**負債・純資産合計**	**74,863**

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2021年4月1日から
2022年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**115,469**
売上原価		104,149
売上総利益		**11,319**
販売費及び一般管理費		8,118
営業利益		**3,201**
営業外収益		
受取利息	5	
受取配当金	183	
持分法による投資利益	523	
その他	154	866
営業外費用		
支払利息	306	
シンジケートローン手数料	60	
その他	89	456
経常利益		**3,611**
特別利益		
固定資産売却益	40	
投資有価証券売却益	0	
関係会社株式売却益	149	
補助金収入	108	298
特別損失		
固定資産除却損	20	
固定資産圧縮損	108	
投資有価証券売却損	1	131
税金等調整前当期純利益		**3,778**
法人税、住民税及び事業税	1,023	
法人税等調整額	△3	1,020
当期純利益		**2,758**
非支配株主に帰属する当期純利益		3
親会社株主に帰属する当期純利益		**2,754**

（注） 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2021年４月１日から
2022年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,411	11,876	△1,004	15,284
会計方針の変更による累積的影響額		△15		△15
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,411	11,861	△1,004	15,268
当連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当		△309		△309
親会社株主に帰属する当期純利益		2,754		2,754
連結範囲の変動		0		0
自己株式の取得			△0	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)				
当連結会計年度中の変動額合計	－	2,445	△0	2,444
当期末残高	4,411	14,307	△1,005	17,713

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	2,375	33	△243	△222	1,943	116	3	17,347
会計方針の変更による累積的影響額								△15
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,375	33	△243	△222	1,943	116	3	17,332
当連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△309
親会社株主に帰属する当期純利益								2,754
連結範囲の変動								0
自己株式の取得								△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△106	16	250	111	271	13	3	289
当連結会計年度中の変動額合計	△106	16	250	111	271	13	3	2,734
当期末残高	2,268	49	7	△111	2,214	130	7	20,066

（注） 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

2022年3月31日現在

（単位：百万円）

資産の部		負債・純資産の部	
科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**32,268**	**流動負債**	**25,722**
現金及び預金	1,690	支払手形	3,433
受取手形	2,874	買掛金	5,259
売掛金	8,517	短期借入金	11,390
商品	17,366	一年内償還社債	2,348
前渡金	615	一年内返済長期借入金	660
その他	1,218	未払金	81
貸倒引当金	△14	未払法人税等	683
		契約負債	1,474
		未払費用	42
		賞与引当金	281
		その他	67
固定資産	**17,141**	**固定負債**	**11,707**
有形固定資産	**3,761**	社債	3,052
建物	1,123	長期借入金	6,410
構築物	43	長期未払金	18
機械及び装置	297	繰延税金負債	803
車両運搬具	5	退職給付引当金	456
工具器具及び備品	107	関係会社事業損失引当金	856
土地	2,182	その他	111
		負債合計	**37,429**
無形固定資産	**678**	**（純資産の部）**	
電話加入権	10	**株主資本**	**9,800**
その他	667	**資本金**	**4,411**
		資本剰余金	**22**
投資その他の資産	**12,701**	資本準備金	22
投資有価証券	5,219	**利益剰余金**	**6,361**
関係会社株式	6,573	利益準備金	864
長期貸付金	635	その他利益剰余金	5,497
破産更生債権等	755	別途積立金	2,700
敷金	155	固定資産圧縮積立金	4
その他	136	繰越利益剰余金	2,793
貸倒引当金	△775	**自己株式**	**△994**
		評価・換算差額等	**2,103**
		その他有価証券評価差額金	**2,054**
		繰延ヘッジ損益	**49**
繰延資産	**55**	**新株予約権**	**130**
社債発行費	55	**純資産合計**	**12,035**
資産合計	**49,464**	**負債・純資産合計**	**49,464**

（注） 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

（2021年４月１日から
2022年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**67,274**
売上原価		61,309
売上総利益		**5,965**
販売費及び一般管理費		4,392
営業利益		**1,572**
営業外収益		
受取利息	4	
受取配当金	673	
その他	109	787
営業外費用		
支払利息	214	
シンジケートローン手数料	60	
その他	39	314
経常利益		**2,044**
特別利益		
固定資産売却益	4	
投資有価証券売却益	0	5
特別損失		
投資有価証券売却損	1	
関係会社事業損失引当金繰入額	12	13
税引前当期純利益		**2,035**
法人税、住民税及び事業税	442	
法人税等調整額	66	509
当期純利益		**1,526**

（注） 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2021年４月１日から
2022年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金	利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
				別途積立金	固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	4,411	22	833	2,700	4	1,619	5,157	△993	8,597
会計方針の変更による累積的影響額						△11	△11		△11
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,411	22	833	2,700	4	1,607	5,145	△993	8,585
事業年度中の変動額									
剰余金の配当			30			△340	△309		△309
固定資産圧縮積立金の取崩					△0	0	－		－
当期純利益						1,526	1,526		1,526
自己株式の取得								△0	△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
当事業年度中の変動額合計	－	－	30	－	△0	1,186	1,216	△0	1,215
当期末残高	4,411	22	864	2,700	4	2,793	6,361	△994	9,800

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	2,124	33	2,157	116	10,871
会計方針の変更による累積的影響額					△11
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,124	33	2,157	116	10,859
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△309
固定資産圧縮積立金の取崩					－
当期純利益					1,526
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△70	16	△53	13	△40
当事業年度中の変動額合計	△70	16	△53	13	1,175
当期末残高	2,054	49	2,103	130	12,035

（注） 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2022年５月20日

ニチモウ株式会社
　取　締　役　会　御中

アーク有限責任監査法人
東京オフィス

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　三　島　徳　朗

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　木　村　ゆりか

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　松　本　勇　人

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ニチモウ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニチモウ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2022年５月20日

ニチモウ株式会社
　取　締　役　会　御中

アーク有限責任監査法人
東京オフィス

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　三　島　徳　朗

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　木　村　ゆりか

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　松　本　勇　人

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ニチモウ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第136期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2021年４月１日から2022年３月31日までの第136期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以　上

2022年5月27日

ニチモウ株式会社　監査等委員会

監査等委員（常勤）　山　本　敏　夫 ㊞

監査等委員（社外）　荻　須　秀　次 ㊞

監査等委員（社外）　菊　池　達　也 ㊞

監査等委員（社外）　平　田　　淳 ㊞

（注）　監査等委員荻須秀次、菊池達也及び平田淳は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会会場ご案内図

会場 **第一ホテル東京シーフォート　28階「トップ・オブ・ザ　ベイ」**
東京都品川区東品川二丁目３番15号

- **東京モノレールをご利用の場合**
  浜松町駅より５分、羽田空港駅より約17分
  「天王洲アイル駅」下車徒歩２分
- **東京臨海高速鉄道（りんかい線）をご利用の場合**
  大崎駅より８分、新木場駅より９分
  「天王洲アイル駅」下車徒歩４分
- **JR品川駅（港南口）より都バスをご利用の場合**
  「天王洲アイル行」バスにて６～８分
  天王洲アイル下車
  「りんかい線天王洲アイル駅行」バスにて約５分
  天王洲アイル下車

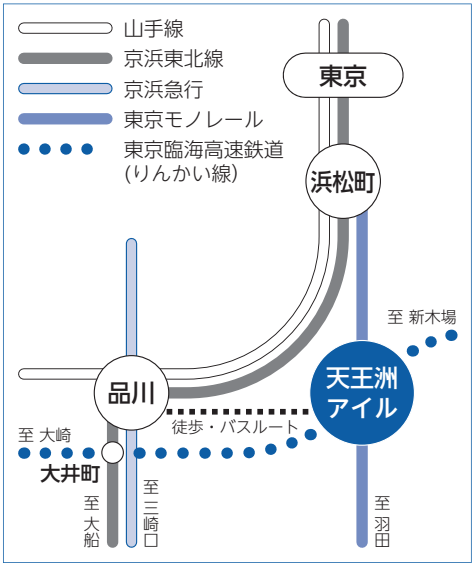



ニチモウ株式会社

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。